

函館市子育て支援トワイライトステイ事業実施要領

子育て支援トワイライトステイ事業の委託について、契約に定めるもののほか、その実施にあたっては、この要領に基づき履行するものとする。

(利用対象児童)

第1条 この事業において対象となる者は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となる家庭の児童であって、この事業の対象者として市長が認めたものとする。

(事業の内容)

第2条 実施施設は、対象児童に生活指導、食事の提供等を行うものとする。

2 この事業の実施にあたっては、生活指導等を行う者を充てるものとする。

3 事業における利用時間は、平日は、おおむね午後6時から午後10時まで、日曜日・国民の祝日は、おおむね午前8時から午後10時までとする。

(施設への送迎)

第3条 児童の入所および退所時における送迎については、原則として保護者が行うものとする。

(利用の申請)

第4条 実施施設の長は、申請者から申請書を受理した場合は、速やかに市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の状況等必要な事項について調査のうえ、事業の利用の承認または不承認の決定をし、その内容を実施施設の長に通知するものとする。

(費用の徴収)

第6条 実施施設の長は、事業を利用する児童の保護者から、当該養育に要する費用として、別表第1の利用者の世帯区分の欄に掲げる世帯区分に応じ、同表1人1日あたりの負担額の欄に定める額を徴収するものとする。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

別表第 1 (第 6 条関係)

利用者の世帯区分	1人1日あたりの負担額		
	平 日	日曜日・国民の祝日	
	18:00～22:00	8:00～18:00	18:00～22:00
生活保護世帯	0円	0円	0円
前年度分の市民税非課税世帯	0円	0円	0円
その他の世帯	750円	1,350円	750円